

令和6年度 山梨県介護支援専門員実務研修 見学実習委託契約書

（以下「甲」という。）と、一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会（以下「乙」という。）とは、乙が実施する「令和6年度 山梨県介護支援専門員実務研修」受講生（以下、「実習生」という）の実習（以下「実習」という。）の指導を甲に委託することに関し、次のとおり委託契約を締結する。

（実習の委託）

第1条 実習の最終的な責任は乙が負うものとし、介護支援専門員実務研修の一部として乙は甲に対し、実習の指導を委託し、甲はこれを受託するものとする。

（実習の内容）

第2条 実習の内容は見学実習及び模擬ケアプラン作成実習とし、居宅訪問等を行い、以下の内容について、一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。なお、実施の順番は問わないものとする。

- (1) インテーク
 - (2) アセスメントの実施
 - (3) 居宅サービス計画書の作成（プランニング）
 - (4) モニタリングの実施
 - (5) サービス担当者会議の準備・同席
 - (6) 給付管理業務の方法
 - (7) 模擬ケアプラン作成
- 2 実習期間は、1日あたり7時間程度、概ね3日間以上とする。
- 3 実習場所は、原則として甲の事業所及び実習協力者の自宅等とし、必要に応じて甲が定めるものとする。

（実習教育と指導）

第3条 実習指導は、あらかじめ甲が乙に示した実習指導者を責任者として行うものとする。

- 2 実習指導者は、以下に留意し指導に当たることとする。
- (1) 実習生が、「学習目標」に基づき、①インテーク、②アセスメント、③プランニング、④モニタリング、⑤サービス担当者会議、⑥給付管理業務の6点について体験できるよう留意する。また、模擬ケアプラン作成に係る必要に応じた指導を行う。
 - (2) 服装、挨拶等、社会人としての心構え、マナー、接遇等に留意する。
 - (3) 受講生の経験が異なるため、在宅や施設・病院等介護支援専門員が働く現場の違いにも留意する。

（連携と協力）

第4条 甲と乙は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、実習生が円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

（事故の責任）

第5条 甲の事業所等にて実施している、本委託契約第2条で規定する実習を実習中に、実習生の過失等により甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、実習生もしくは乙がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は乙が加入する賠償責任保険によるものとする。

2 実習生の実習期間中における事故および災害等による責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、実習生もしくは乙が負うものとする。

(緊急時の対応)

第6条 乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに乙に連絡するものとする。

(実習協力者への説明と同意)

第7条 甲は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。

2 甲は、実習協力者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

(実習生の権利)

第8条 甲は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

2 乙は、甲に対して実習生に関する個人情報を必要最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

(実習生の義務)

第9条 乙は、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。

2 実習期間中の実習日および実習時間は、甲の職員の勤務日および勤務時間、実習内容等を勘案し、甲の実習指導者と実習生で定めるものとする。

(受入れにおける経費の支払い)

第10条 乙は甲に対し、受入れにかかる経費として実習生1人につき2,000円を支払うものとする。

(その他)

第11条 本委託契約(協定)の履行に関し、とくに定めのない事項の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。

以上、契約(協定)の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙 甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館1階
一般社団法人山梨県介護支援専門員協会
会長 鷺見 よしみ 印